

<地域生活支援事業>

○障害者総合支援法（※）により、那珂市が主体となり実施している事業です。

事業名	主な内容	利用者負担						
移動支援事業	<p>事業所に委託することにより、障がい者（身体・知的・精神）の移動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院の支援については居宅介護（通院介助）での対応となります。 ・各障がいとも手帳所持が原則です。 ・介助者が2人必要な場合について、利用者負担は倍額となります。 <p>（発達障がいや精神障がいについては、手帳が無くても診断書等で障がいのあることが確認できれば利用できます）</p>	<p>身体介護を伴う場合</p> <p>30分まで230円 1時間まで410円 1時間30分まで590円 1時間30分を超えるときは、30分当たり80円を加算するものとします。</p> <p>身体介護を伴わない場合</p> <p>30分につき75円</p> <p>※生活保護世帯及び市民税非課税又は均等割額のみ課税世帯は、無料。</p>						
日中一時支援事業	<p>事業所に委託することにより、障がい者を日中一時的に預かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な対象者は、手帳を所持している障がい者（児）で、介護にあたる家族等の都合により一時的に保護することが必要なかたです。 <p>（発達障がいや精神障がいについては、手帳が無くても診断書等で障がいのあることが確認できれば利用できます）</p>	<p>1日当たり（時間に関係なく）</p> <table> <tr> <td>課税世帯</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯、市民税非課税又は均等割のみ課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>送迎費（片道）</td> <td>50円</td> </tr> </table>	課税世帯	500円	生活保護世帯、市民税非課税又は均等割のみ課税世帯	0円	送迎費（片道）	50円
課税世帯	500円							
生活保護世帯、市民税非課税又は均等割のみ課税世帯	0円							
送迎費（片道）	50円							
地域活動支援センター事業	<p>那珂市地域活動支援センターひだまり（Ⅱ型） （那珂市社会福祉協議会に委託して実施の事業所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所により、障がい者に対して生活訓練、機能訓練、創作活動、給食サービス、入浴サービス等を実施します。 	<p>市営事業所（Ⅱ型）</p> <p>1日当たり（時間に関係なく）</p> <table> <tr> <td>課税世帯（所得割16万円以上）</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>課税世帯（所得割16万円未満）</td> <td>300円</td> </tr> </table>	課税世帯（所得割16万円以上）	500円	課税世帯（所得割16万円未満）	300円		
課税世帯（所得割16万円以上）	500円							
課税世帯（所得割16万円未満）	300円							

	<p>・利用対象者は、18歳以上の身体・知的・精神に障がいのあるかた (利用するには、事前に登録が必要です)</p> <p>・市外の地域活動支援センター（I型）（精神障害者）の利用も可能です。 (ひたちなか市 ふわり ・ クイナセンター)</p>	<p>課税世帯（均等割のみ課税） 100円 非課税及び生活保護世帯 0円</p> <p>給食費 課税世帯（所得割16万円以上） 560円 上記以外の課税及び非課税、生活保護世帯 (食材費のみ) 350円</p> <p>入浴費（1回）※生活保護世帯は無料 100円 送迎費（片道）※生活保護世帯は無料 50円</p> <hr/> <p>利用料無料 (事業所によっては、実費分として100円徴収)</p>
日常生活用具給付事業	<p>身体障がい者等に対し、日常生活用具の給付をするもの。 対象品目：特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、盲人用時計、点字図書、 ネブライザー、電動式たん吸引器、ストマ装具、パルスオキシメ ーター他</p>	<p>給付費用の1割（所得に応じて一定の負担上限 があります） 品目ごとに基準額があり、それを超えた部分は 自己負担</p>
手話通訳、要約筆記派遣 事業	<p>コミュニケーション支援事業として行うものです。 ・県聴覚障害者協会「やすらぎ」に委託して実施しています。</p>	<p>無料 (利用目的により派遣が妥当と判断されるも の)</p>
訪問入浴事業	<p>身体障がい者に対して入浴車を派遣し（業者委託）サービスを実施します。</p>	<p>所得に応じた負担金（0円～6,250円）</p>
相談支援	<p>障がい者本人や保護者、介護を行うかたなどを対象に障がいに関わるさまざま な相談に応じ、情報提供や助言を行います。</p>	<p>無料</p>

	那珂市社協指定一般相談支援事業所（社会福祉協議会内）へ直接ご相談ください。	
更生訓練費支給	障害者総合支援法による自立訓練や就労移行支援の利用者、もしくは同法附則による旧法指定の身体障害者更生援護施設に入所しているかたに対し、訓練や通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	
自動車運転免許取得費の補助	身体障害者手帳1級から4級で、就労等の社会参加のために自動車運転免許を取得しようとするかたに対し、自動車運転免許の取得に直接要した費用（指定自動車教習所に支払った授業料など）の2/3以内の額（ただし10万円を限度）を補助します。	
自動車改造費の補助	身体障害者手帳1級または2級の上肢、下肢または体幹機能障がい者で、就労等の社会参加のために自分で自動車を運転しようとするかたに対し、手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、右駐車ブレーキバー、足動装置、運転用改造座席への改造に直接要した費用（ただし10万円を限度）を補助します。 ※特別障害者手当等の取得が制限限度額を超えないかたに限ります。	

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法は略称）